

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の入院給付金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

なないろ生命保険株式会社（社長：石島 健一郎、以下「当社」）は、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の入院給付金について、以下の取り扱い変更を実施いたします。

当社では、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合は、医療機関で入院治療を受けられた場合に加えて、入院治療が必要にもかかわらず、医療機関の事情等により自宅での療養、または病院等と同等とみなされる施設にて、医師等の管理下で治療を受けられた場合（以下、「みなし入院」）についても、入院給付金のお支払い対象としています。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、2022年9月26日より全国一律で重症化リスクの高い方に限定することが政府によって決定されました。この決定により、発生届の対象外となる方については、感染法上の健康観察の対象から外れることになり、常に医師等の管理下で治療に専念していると判断できなくなるため、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって入院治療が必要な状態と判断できないこととなります。

これらを踏まえ、「みなし入院」でのお支払いについて、以下の通り、2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、重症化リスクの高い方々のみを対象とする取扱いに変更いたします。

○「みなし入院」のお支払い対象について

現在 ※診断日が 2022年9月25日以前	変更後 ※診断日が 2022年9月26日以降
(年齢や重症化リスク等の条件なし)	医師・保健所等の公的機関の指示により、自宅あるいは臨時施設（ホテル等の滞在型施設）等にて療養を受けられた方のうち、以下に該当する方 ① <u>65歳以上の方</u> ② <u>妊娠している方</u> ③ <u>入院を要する方</u> ④ <u>重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬または酸素投与が必要と医師が判断する方</u>

- ・ 上記の取扱変更は、契約日にかかわらず、すべてのご契約に対して適用されます。
- ・ 2022年9月25日以前に陽性判明（診断）された場合についても、引き続きご請求可能です。